落札者決定基準

奈良県税務総合クラウドサービス導入・運用保守業務委託

1. 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、提案内容の評価に入札書に記載された金額（以下、「入札価格」という。）の評価を加算する総合評価落札方式型一般競争入札を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、評価点の最も高い公募参加者を落札者とする。

(1) 総合評価の方法および落札者の決定方法

⑵および⑶で評価した「技術点」および「価格点」の合計点数（以下、「評価点」という。）が最も高い者を落札者とする。

「技術点」と「価格点」のバランスは、３対１とする。公募参加者の獲得する「評価点」は、「技術点」と「価格点」の単純な和となる。

評価点（800 点満点）　＝　技術点（600 点満点）　＋　価格点（200 点満点）

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価は、別に定める「技術提案書評価項目表」に基づき提案内容を評価し「技術点」を与える。

(3) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき入札価格に対する点数（以下、「価格点」という。）を与える。

(4) 有効数字

「技術点」および「価格点」の算出にあたっては、小数点以下１桁目で四捨五入する。

(5) 評価点の最も高い者が２者以上あるとき（同点のとき）の対応

ア.　公募参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を落札者とする。

イ.　公募参加者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

「入札価格」が低い者を落札者とする。なお、「入札価格」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札者を決定する。

(6) 低入札価格調査について

政府調達に関する協定第 13 条の４(a)の規定により、低入札価格調査を実施することがある。

2. 提案内容の評価

(1) 技術点について

ア.評価について

「技術点」は、提案書の内容に基づき、以下の手順で行う。

(ｱ) 評価項目の大分類の設定、配点

次のとおり評価項目の大分類を設定し、以下のように配点を設定する。

＜配点設定＞

Ⅰ章	全体概要	:	45 点
Ⅱ章	業務システム	:	285 点
Ⅲ章	移行	:	65 点
Ⅳ章	システム基盤	:	70 点
Ⅴ章	開発	:	35 点
Ⅵ章	運用保守	:	75 点
Ⅶ章	付帯作業	:	25 点

(ｲ) 技術点の考え方

「技術提案書評価項目表」の「Ⅰ章 全体概要 ２①提案するシステムの実績」および「Ⅱ章 業務システム １②システム機能」を除き、評価項目の採点は0～5 点までの 6 段階で評価する。

A. 優れた提案は「4 から 5 点」の範囲で評価する。

B. 本業務の調達仕様書に沿った一般的な提案であれば「3 点」(以下、基準点）とする。

C. 要件を満たさないもしくは、具体性・妥当性・実現性の低い提案は「1 から 2 点」の範囲で評価する。

D. 記述のないものは「0 点」とする。

「技術提案書評価項目表」の「Ⅰ章 全体概要 ２①提案するシステムの実績」の採点は、導入実績数１件につき１点を加点する（最大５点)。

「技術提案書評価項目表」の「Ⅱ章 業務システム １②システム機能」の採点は、次のとおりとする。

・「様式ア　主な業務機能要件一覧記入様式」の機能項目単位の採点

機能項目単位の採点は以下の 3 段階で評価する。ただし、本県の運用上、許容できない制限事項がある場合には「C」とみなす場合がある。

A. 既に実装されているパッケージ標準機能ですべて対応する提案であれば「2 点」とする。

B. 一部でもカスタマイズもしくは今後追加が予定されている標準機能が含まれる提案であれば「1 点」とする。

C. 上記以外の提案または記述のない場合は「0 点」とする。

評価点の計算（端数は、小数点以下１桁目で四捨五入する）

評価点 ＝ 45×（機能項目単位の採点結果の合計／すべての機能項目を「Ａ」とした場合の合計点（満点））

(ｳ) 評価項目の加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1～3 までの加重点を項目ごとに設定する。

(ｴ) 技術点の計算

技術点の計算は以下の式で行う。

項目技術点 ＝ 項目評価点×加重点

技術点 ＝ 各項目技術点の合計

3. 入札価格の評価

「価格点」の点数算出式は、次のとおりとする。

価格点 ＝ 200×｛1－（入札金額×1.10）／予定価格｝

4. 失格基準について

以下の場合には落札者としない。

・重要項目について、項目評価点が基準点に満たない場合
　なお、重要項目は「技術提案書評価項目表」に示す。

・技術点が３６０点未満の場合

・予定価格に１１０分の１００を乗じて得た額の範囲内の価格を超えて入札した場合

・入札説明書２（６）に記載の項目（システム導入・システム運用保守）ごとの予定価格の上限を超えた入札金額内訳書を提出した場合

・入札書に記載された価格と入札金額内訳書に記載された価格に不整合がある場合

以上